アウンサンスーチーのマハーチャイ訪問が意 ― ミャンマーの発展と移民労働者問題 味すること

田 美 和

ンマー最大野党国民民主連盟党首 働者の群れに埋め尽くされた。そ 路上は、歓喜するミャンマー人労 であり先の四月の補欠選挙で国会 ムットサコーン県マハーチャイの 熱烈な歓迎を受けたのは、ミャ 二〇一二年五月三〇日タイのサ

> 内に留まり続けていた彼女の二四 ら阻止されぬよう、ミャンマー国 に身を捧げ、再帰国を軍事政権か ルマに帰国以来、ビルマの民主化 氏。一九八八年にイギリスからど 議員となったアウンサンスーチー

は、ミャンマーの首都と揶揄する。

ウンサンスーチー氏は、

労働者が

衆に向かって、

マイクを握ったア

同ビル三階のバルコニーから群

自分たちの権利について学ぶこと



マー人労働者と話をするアウンサンスーチー氏(Andy Hall氏提供)

集めるミャンマーからの移民労働 矢継ぎ早の政治経済改革で注目を 問は何を意味するのか。本稿では 顔で手を振って応えた。-迎えられた彼女は、 数千人ものミャンマー人労働者に の最初の訪問国がタイであった。 年ぶり(うち一五年間は自宅軟禁) 者問題について論じる。 ンサンスーチーのマハーチャイ訪 マに戻ったようだ。」と満面の笑 「まるでビル ーアウ

アウンサンスーチー マハーチャイに現る

キロ、 サムットサコーン県マハーチャ バンコクから南西に約三〇 シャム湾まで二キロという

あった。タイに来て数年、

る同胞労働者に向けられたもので タイに来て過酷な労働に明け暮れ 演説は、

母国で糊口をしのげず、

たアウンサンスーチー氏の最初の

二四年ぶりに国外で発せられ

めにできる限りのことをする。」

約束をする。 は常に変わる。

私はあなたがたのた 今日私はひとつの 識と情報の交換を求めた。「歴史

の重要性を説き、

互いの協力と知

り、 5 ミャンマー人口の多さか がいるといわれてい 移民労働者が登録されてお 約一五万人のミャンマー人 労働者比率が最も高い。 在タイに公式には約一五〇 積地である。その労働をミャ 業および水産加工工場の集 働者がいるが、同県はタイ ンマー人が担っている。 ターチン河口に位置する漁 イ人口約四八万人に対し 万人のミャンマー人移民労 人口に対するミャンマー タイの入国管理関係者 実際はその二倍の人数 る。

たちの切実な声であった。 において脆弱な立場ゆえに虐げら もの教育へのアクセスなど、タイ ける搾取、 悪な労働条件や労働環境、 る問題に耳を傾けた。それは、 対面し、 労働者支援NGOの事務所で、 れているミャンマー人移民労働者 の被害、 害補償の不備、 ○人のミャンマー人移民労働者と ーチャイの雑居ビルにある移民 アウンサンスーチー氏は、 そして移民労働者の子ど 彼/彼女らが直面してい 人身取引、 国籍証明手続にお 強姦や強盗 労働災 劣



で二○年を超えるミャンマー人移 民労働者にとって、アウンサン スーチー氏が、自分たちの働くこ の町に足を運び語りかけてくれた ことは、長い間絶望にあった心に だった希望の光となった。「自分 がった希望の光となった。」

労働者の存在

現在タイには公式で約一五〇万

財 府による物価統制や農作物の買 る。ミャンマー経済の不振は、政 年齢人口が多く、かつ増加してい 軍事政権に翻弄されてきたミャン よる圧政が、一九八八年以降の移 てこなかったこと、そして軍政に を吸収できる産業が国内で発展し ると推定される。豊富な労働人口 は、一五歳から五九歳までの生産 イへの越境という現象は、まさに 人がいるのか。ミャンマーからタ る。なぜかくも多くのミャンマー るミャンマー人移民労働者がい マーの人々の来しかたである。 務の不健全な運営による。 の継続的流出につながって を抱えるミャンマーにおいて 推計約五五〇〇万人を超える人 実際にはその二倍ともいわれ 二重為替レートなど経済や 農業

> が東の隣国タイである。 見方もある。その最も多い越境先 る人々が国外に流出しているとの た。今日、人口の約一割に相当す が、人々の越境に拍車をかけてき する重課税、 府軍との抗争、また少数民族に対 流出の要因であり、政府軍と反政 て越境した。政治的不安定も人口 め ても十分な収入を得られない 0 従 雇用機会は少なく、 事者の実質収入は下落し、 人々は国外の就労機会を求め 強制使役や強制移住 たとえあっ 国内 た

が、 隣国三カ国ミャンマー、 加した。タイ政府が許可している ミャンマーからタイへの移民が増 解禁政策と呼応するかのように、 内 対する需要が高い。ミャンマー国 家内労働において、移民労働者に 産 雇 隣国からの非熟練外国人労働者の を受け、タイ政府は一九九二年に 働者不足に悩む産業界からの要請 非熟練労働者の不足を招いた。 の労働集約産業への就労が減り、 び高等教育の普及によってタイ人 九九〇年代に入って、中等およ の人口増と就労を求める動 加工業、製造業、建設業そして 用を認可した。農業、漁業、水 一方タイの経済成長は著しく、 タイ政府の外国人労働者雇用 ラオスお 労 3

占める。
ち、およそ八割をミャンマー人がち、およそ八割をミャンマー人が

雇用サイドが努力をしなくて も、一方的に流入してくる多数の も、一方的に流入してくる多数の ミャンマー人労働者に対して、最 に、雇用主は労働者に対して、最 低賃金や労働基準を下回る劣悪な 処遇が可能であった。また、移民 労働者に対して、入国管理法上は 労働者に対して、入国管理法上は 労働者に対して、入国管理法上は 方というタイの政策は、移民労働者 というタイの政策は、移民労働者 というタイの政策は、移民労働者 というタイの政策は、移民労働者

働者を悩ます国籍証明手続脆弱なミャンマー人移民労

る。 続きをするよう求めるものであ 政策を改めた。新たに導入された 問わずに労働許可を付与していた 者に、各々の出身国の身分証明を 法にタイに入国・滞在・就労する手 証)の発給を受け、入国管理法上合 者に対して、出身国政府から旅券 およびカンボジアからの移民労働 で隣国三カ国ミャンマー、 いて労働許可を得ている移民労働 (もしくはそれに代わる身分証 「国籍証明手続」は、すでにタイに タイ政府は二〇〇三年、 移民労働者を「合法化」する手 ラオス それま

する搾取の要因となっているとはか が、ミャンマー人移民労働者に対っ 続きであるはずの「国籍証明手続」

「国籍証明手続」を移民労働者 「国籍証明手続」を移民労働者 に求めるというタイ政府の政策を 受けて、ラオスおよびカンボジア 受けて、ラオスおよびカンボジア 費し、自国民が帰国しなくても同 遣し、自国民が帰国しなくても同 手続きができるようにしてきた。 しかし、ミャンマー政府は、タイ との国境ポイントであるタチレ との国境ポイントであるタチレ との国境ポイントであるタチレ との国境ポイントであるとを自国 カ所のいずれかに戻ることを自国 民に強いた。

赴かねばならない さらに、ミャンマー政府は、申請 用主経由でようやく通知を受け える。そして、タイ労働省から雇 名前を外交ルートでタイ政府に伝 会をとり、国籍を確認できた者 事項についてミャンマー国内で照 トでミャンマー政府に送られる。 する。次に、その申請書が外交ル を雇用主経由でタイ労働省に提 を概略すると、まず、ミャンマー 労働者は、 人移民労働者は、国籍証明申請 複雑な「国籍証明手続」 指定された国境ポイントに 旅券を発行してもらう 0) 流 れ

国籍証明手続については、二〇

タイとミャンマーの国境ポイントおよび主要都市

ミャンマ ラオネ タイ -ンチャナブリー アンダマン海 カンボジア シャム湾 コータウ 0 O 0 B 40

ントの することを求められた。 時定められた二〇一〇年二月末の 以 きが本格的に開始されたのは二〇 0) 両 ンに駐在することになり、ミャン にはミャンマー できるようになった。しかし、メー たことをうけ、二〇一〇年五月 ーンからミャンマー領コータウ 上のミャンマー人労働者が、 九年七月であった。 四年にタイのタクシン政権時 へは海上移動ゆえに事故が多発 限までに、 合意形成は難航し、 国間の交渉が開始されたが、 ひとつである南タイのラ へ越境しなくても手続きが 国境へ戻って手続を ・政府係官がラノー 一〇〇万人 実際に手続 国境ポイ そ 当 に

7 ブロ 名目で一万バーツという不当な金 るにもかかわらず、 年 ○○バーツ)、 ポートは三〇〇〇チャット れる事態を招いている。 きが歪曲化され、 Ź, して前記したような手続きの複雑 進まない理由は、 に行くことを余儀なくされ 期封鎖されており、 ソ いがブロー (ツト) ミャンマー 有効のビザは五○○バーツであ 不透明さにある。 政府発行の三年有効のパス カーが暗躍し、 ノミャワディ 人の国籍証明手続が タイ政 によって搾取され 時間、 労働者が搾取さ 手数料という ほ 玉 以府発行 さらに手続 それゆえに [境は、 かの二カ所 コストそ ミャン た。 **の**二 時

ク

に相当する事例がある。

タイに 強制労

しくは心理的強制など、

働者の肩にのしかかる。 ている。 それは債務という形で労

限を目 らず、 者たちは翻弄されてきた。 続のための事務所が設置された。 働者が多く就労するバンコク、 六月一四日に再び延期した。 二年二月末に延期し、さらに同年 模な不法労働者の強制退去が実際 と威嚇しつつ イ政府の決定に、 定した。 日に期限を延期することを閣議決 国籍証明手続がいまだ完了してお ターニーの五カ所に、 コーン、チェンマイおよびスラー ムットプラカーン、サムット やく今年四月には、 めた二〇一〇年二月末から二〇 ンマー人の国籍証明手続が進まな に行われている)、 の三カ所に加え、ミャンマー 完了できない者は強制退去させる .ので、手続完了期限を、 、セスも十分にできない移民労働 関してアドホックになされるタ タイ政府は、 人のミャンマー人移民労働者の それでも、 タイ政府は、 前に、さらには一二月一 労働許可や国籍証明手続 およそ五六万五〇〇 (期限直前には大規 期限までに手続 その情報 あまりにミャ この六月の 国境ポイント 国籍証明 当初定 よう 人労 + 兀 期 手 +

移民労働者問題と人身取 問題の関係

する作為・不作為の政策は、

__

タイ政府による移民労働者に対

一年八月にタイを視察した国

連

ている。 告書においても厳しく問題視され イ・ヌゴジ・エゼイロ氏による報 人身取引に関する特別報告者ジョ

働者は、 労働許可 取である強制労働、 用されない場合もある。 環境にあり、 引事件が発生している。 海上での労働ゆえの深刻な人身取 に労働搾取が助長され、 害者に陥る。ミャンマー を利用した移住の一形態のつもり 移民労働者にとってはブローカー を助長する制度や仕組みがある。 移民労働者に対する需要、 景には、就労を求める人口 している。 人身取引被害者に陥る事例が頻発 が集中する産業は、 移民労働者と人身取引問題の 略取や搾取され人身取引の被 動 その脆弱な法的地位ゆえ 証をとりあげる、 0 とくに漁業においては 制 また労働基準法が適 限、 賃金の不払い、 そしてこれら 劣悪な労働 労働者 長時間労 移民労働 人移民 身体的 労働搾 移 動 が 労

題 しているのである お けるミャンマー 人身取引問題と密接に関 -人移 民労働者問 係

7

タ

看過されてきたミャンマ 、移民労働者たちの問題

者を取り締 とみなし、 ようとする労働者は、 が 労働者がいるため、 た。 労 たとおり が 者によって潤ってきた。 看 訴 ての権利を知ることもなく、 過され、 外の 約産業は大量の廉価の移民労働 !不満分子を他に代替させること]働 訟 本要因 家の安全保障上彼らを危険分子 労働に明け暮れる。タイ政府は、 た期間でできるだけの収入を得 できるからである。 の労働裁判所で未払い賃金請 ミャンマー ミャンマー 次々に流入するミャンマー人 膨大な数の労働基準法違反が で勝 搾 NGOの支援を受けて、 取 人身取引にさえ相当する であるミャンマー 0 訴 まる一方、 入国を阻止し不法労働 最悪の場合は、 実態が放置されてき す 人移民労働者 Ź -からの 例 は タイの雇用 散見され タイの労働 労働者とし 人口流出 かたや限ら タイ政 既述 軍 昼夜 事 政 È. る 求 タ 玉 0

> 民労働者問題といえよう。 0 係 者にすぎない。 ンマー 善 輸 イにおける自国民労働 が、 ーとタイの関係が、 その移民労働者をめぐるミャン が最も歪んだ形で影響し の要求はしてこなかった。ミャ 出 は 先として有力な経 ミャンマーからタイ 出入国法を犯した不法出 政府にとって、 - は天然ガスなどの ミャンマー 両国の政治経済関 ミャンマー 彼らはミャ 者 -政府はタ 済 の待遇改 てきた の移] 資 1 源 玉

を受けて、 おける民主化と経済改革の進展 変わりつつある。

ミャンマー 府の動き めぐるタイとミャンマー 人移民労働者を 政

者に対する積極的関与を明ら である。」 からの送金が、ミャンマーの経 である。 移民労働者の労働基準に則った権 ミャンマー政府の現在の関心事は 展はまだまだ時間がかかるなか イを訪り はミャンマー 展に大きな貢献をしている が守られるように確保すること 「ミャンマー なぜならば、 れたミンテイン労働副 -国内における工業発 二〇一二年 政府の自国民労働 移民労働者 -四月に かに から 済

トライキ

一人労働

者 0

利

発

翻ってミャンマー

-政府にとっ

制

には干渉してこなか

臣 タ

あった。

ミャン でも

あたるため 相究明と解

者

が

不当な扱

八移民労働

タッ た。 進めるべく、 送金源とし 館にこれまでいなかっ おける国籍証明手続をより円滑に 1) 進 ネグレクトされてきた在外ミャン る。 これ めるミャンマー ミンテイン労 また在タイ・ミャンマー大使 制変換以降急激に経済改革を シェを配置 人労働者は、 ミャンマー まで二〇 て着目されるに至っ 派遣する係官を増員 年以 するように -政府は、 (働副: 政府から、 上に 大臣 た労働 わたり 一年三月 タイに 一の今回 海

中部タイのカ 先に南タイの で発生した、 ンクラーおよび チャナブリー 不払いやパ 主による賃 タイ訪問も

帰

、議したミャン -の没収! ス

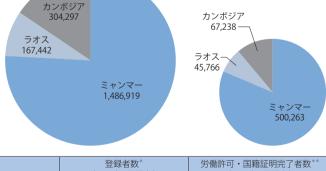
> たのはこれまでにないことであ を受けている事態につ シマー 政府が積極的に関心をよせ 1) て、

次第、 会談 ようにする義務があります。 人労働者がタイで幸せに暮らせる りますよ。」 + アウンサンスー した際、 ム・ユーンバ -を訪れた翌 ビル ん彼女らをみ 7 「タイ政府はビル と発言 の状況がよくなり ムルン副首相 チー H 氏はマ んな連れ タイのチ たと伝 7 7 لح +]

タイにおける隣国3カ国からの労働者数 図1

ŀ

抗



	登録者数* (2011年8月現在)	労働許可・国籍証明完了者数** (2012年3月現在)
ミャンマー	1,486,919	500,263
ラオス	167,442	45,766
カンボジア	304,297	67,238
合計	1,958,658	613,267

*国籍証明や労働許可取得に先だつ登録ベースの人数(過去最多の人数が公式に把握された)。 *国籍証明を完了しかつ有効な労働許可を持つ者。 (出所) タイ労働省雇用局資料より作成。

のは、 限の延期を繰り返したりしている の移民労働者の登録申請を再び受 〇一二年一二月まで延長した。タ が、その雇用許可期間をさらに一 労働者の雇用を暫定的に許可した なかった隣国三カ国からの非熟練 企業に対し、これまで許可してい 投資優遇を受けているBOI対象 り、労働力需要は依然高い。二〇 るという過去最低を記録してお 請もあると報道されている。 る政府間手続で雇用したいとの要 ○万人のミャンマー人労働者をタ えよう。タイ側からは、さらに二 産業界からの要請が強いためとい イ政府が、締め切ったはずの新規 想されており、失業率は一%を切 にもかかわらず、二〇一二年のG イ労働省とミャンマー労働省によ DP成長率見通しは六%前後と予 ○年秋に、労働力不足を理由に、 タイは、二〇一一年の洪水被害 付けたり、 タイにおける労働力需要が ゆえに雇用サイドである 国籍証明手続完了期

0 バーツという最低賃金の実施方針 国境地域への移転を加速させて タイ政府の全国一律一日三〇〇 縫製業など低技術産業の工場 最低賃金の引き上げは、タ

らのミャンマー国会で新・最低賃 にすぎない。(注この七月四日か ○チャット (約○・六四米ドル) 雇い労働者の最低賃金は一日五〇 高くなる。ミャンマーにおける日 イに留まるインセンティブはより あれば、ミャンマー人労働者がタ 米ドル)が実際に支払われるので つ。最低賃金三〇〇バーツ(約九 ば、労働集約産業はいまだ成り立 く労働者が集められるのであれ 策意図がある。 技術産業へ離陸することを促す政 る労働集約産業から脱却し、 金法が審議される予定である。) 経済が人件費の安さを強みとす しかし低賃金で働 高度

在外ミャンマー人という人 的資源をいかに活用するか

が、ミャンマー政府の重要な政策 資源としていかに活用できるか ならず、在外ミャンマー人を人的 ミャンマー人からの海外送金のみ 語る。ミャンマーの今後の健全な す。」とミンテイン労働副大臣は 五億ドル以上の経済効果をもたら ル送金しているとすれば、 働者が、少なくとも毎月一○○ド ○万人の在外ミャンマー人移民労 済社会発展を考えれば、 「少なく見積もっておよそ三〇 年間二 在外

題となる。

業には、その援助や投資がミャン 国内への援助や投資をする国や企 を提供すること、そしてミャンマー がスキルアップできるような機会 働く国々の政府や企業は、 して、ミャンマー人移民労働者が り出しおよび帰国に関する包括的 ミャンマー政府には、労働者の送 かすことができる。 ながることが求められている。 で有効な政策が必要とされる。 ンマー国内における産業発展に活 減に資するとともに、 マー人のスキルや能力の向上につ マー人が得た技術やスキルはミャ 海外からの送金は国内の貧困削 したがって 在外ミャン 、労働者 そ

帰国したミャンマーにおける健全 者たちが労働者としての権利保障 設に重要な役割をはたすだろう。 の重要性を認識してきた経験は な労使関係の構築、市民社会の建 また、在外でミャンマー人労働 さらに在外ミャンマー人の相当

ンマー人移民問題を象徴するマ ーチャイを訪れ、二四年ぶりの アウンサンスーチー氏が、ミャ

ルド・トレンド』

法と非合法の間で』『アジ研ワー えるタイの移民労働者政策

--- [二〇一〇] 「転換期を迎

合

ている。

数民族問題の解決と密接に関係し

沿な帰国は、国民和解という少

な割合が少数民族であり、

彼らの

表しているといえよう。 るかどうかにとって、 家として発展していくことができ ことは、ミャンマーが今後民主国 マー人の存在がいかに大きいかを 外演説をかの地の同胞ミャ 人労働者に向けておこなった 在外ミャン

法・制度研究グループ (やまだ みわ/アジア経済 研究所

《参考文献

Human Rights and Development asked migrant workers in their duties, 30 May, 2012. rights and be responsible for Foundation [2012] News Release, Daw Aun Sang Suu Ky Thailand to unite, protect their

③山田美和 [二〇一二]「ミャン ©Human Rights Council [2012] on trafficking in persons Joy Ngozi Ezeilo, 2 May, 2012. especially women and children Report of the Special Rapporteur え』アジ研選書 二三年の功罪と新政権のゆく 的資源のゆくえ」工藤年博編 『ミャンマー政治の実像―軍政 マー人移民の問題―越境する人 No. 二 九。